

議案第 9 号

令和 3 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 2 号)に
ついて

令和 3 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 2 号)を、別紙のと
おり議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和3年度 橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)

令和3年度橋本市の工業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351,344千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,134,372千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月14日 提出

橋本市長 平木哲朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
1 国 庫 支 出 金		1 国 庫 補 助 金	
2 県 支 出 金		1 県 補 助 金	
		2 県 委 託 金	
3 繰 入 金		1 基 金 繰 入 金	
4 繰 越 金		1 繰 越 金	
5 諸 収 入		1 雑 入	
6 市 債		1 市 債	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,399	△564	835
1,399	△564	835
699,378	△158,050	541,328
181,588	△56,405	125,183
517,790	△101,645	416,145
61,261	△2,311	58,950
61,261	△2,311	58,950
1	4,943	4,944
1	4,943	4,944
620,777	△100,662	520,115
620,777	△100,662	520,115
102,900	△94,700	8,200
102,900	△94,700	8,200
1,485,716	△351,344	1,134,372

歲 出

款	項
1 工 業 團 地 造 成 事 業 費	1 工 業 團 地 造 成 事 業 費
2 公 債 費	1 公 債 費
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,485,570	△351,318	1,134,252
1,485,570	△351,318	1,134,252
146	△26	120
146	△26	120
1,485,716	△351,344	1,134,372

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 工業団地造成事業費	1 工業団地造成事業費	工業団地造成事業	15,672千円

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
和歌山県工業団地等整備資金貸付	千円 102,900	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮 もしくは繰上償還又は低利に 借換えることができる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 8,200	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮もしくは繰上 償還又は低利に借換えることができ る。